

氷見市立南部中学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

① 基本姿勢

いじめから一人でも多くの生徒を救うために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

② いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の気持ちを重視する立場に立って組織的に行う。

③ いじめが「解消している」状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ・被害生徒及び保護者の面談でいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) いじめの防止等に関する具体的方策

① 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

■具体的な対応策 ポイント【学力・規律・自己有用感】

- ・充実感や達成感を味わうことができる「分かる」「できる」授業づくりに努める。
- ・規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ・道徳教育では、「いのちの教育」や人権教育を推進し、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。「特別の教科 道徳」の授業では、いじめに関する教材を取り扱う。（学期に1回）
- ・学級経営では、自己存在感を高め、学級での居場所づくりに努める。生徒理解を深めるためにQ-Uを年2回実施する。
- ・部活動指導では、自己有用感を高め、信頼し合える仲間づくりに努める。
- ・生徒会活動では、生徒の主体性を重んじ、いじめを生まない学校とするための活動を推進する。
- ・いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動等、いじめについて理解を深め、教師の人権感覚を磨く研修を行う。
- ・ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。
- ・保護者に、「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を実施し、家庭と一体となっていじめの未然防止に努める。

② 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

■具体的な対応策

- ・全教職員が協力して、生徒を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、毎日の生活記録ノートや普段の授業等から、教職員間で情報を共有し、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ・気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、相談体制の充実を図る。
- ・アンケート調査（悩み調査）やQ-U及び「とやまゲンキッズ作戦」を実施することにより、いじめの早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- ・保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

③ 事案対処

いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒等の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育総合センター、関係機関と連携する。

■具体的な対応策

- ・いじめが発見された場合は、関係教職員等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して対応する。
- ・聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行う。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う生徒に対しては、毅然とした粘り強い指導を行う。
- ・教育総合センターへ報告する。必要に応じ教育委員会、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策カウンセラー、いじめ対策ソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- ・保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。
- ・いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。また、いじめが解決したと思われる場合でも、見守りを続け、必要な指導を行う。
- ・ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育総合センターや警察、法務局・地方法務局と連携して対応する。

(3) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等教職員と、心理や福祉の専門家や保護者、地域の代表（必要に応じて参加）等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」や生徒指導部を中心とした「生徒支援会議」を開催する。

■「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育総合センターに報告するとともに、関係機関（教育委員会、児童相談所、警察署等）への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策ソーシャルワーカーの派遣要請を行い、連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

■「いじめ防止サポート会議」「生徒支援会議」

- ・いじめ防止サポート会議は月1回、生徒支援会議は週1回開催し、問題傾向を有する生徒の現状や指導について情報を共有し、生徒の見守りや支援に努める。

(4) 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すため、育友会や地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

■具体的な取組

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得られるよう努める。
- ・家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ・育友会や学校評議員会、校区の小学校等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める（育友会総会、学年懇談会、学級懇談会、学校評議員会等）
- ・スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。併せて市内（状況によっては市外）の中学校との情報交換を行う。

(5) 年間計画

	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4	・いじめ防止サポート会議	・育友会総会、学習公開
5	・悩み調査、教育相談（全員面接）① ・いじめ防止サポート会議 ・修学旅行、宿泊学習、校外学習を通した集団づくり	
6	・「いじめ早期発見のための家庭用アンケート①」の実施 ・いじめ防止サポート会議 ・Q-U ・とやまゲンキッズ作戦①	
7	・生徒会によるいじめ防止週間（集会や校内放送、非行防止標語） ・悩み調査、教育相談（全員面接）② ・ネットトラブルに関する講演会 ・いじめ防止サポート会議	・保護者会
8	・いじめについての校内研修会 ・いじめ防止対策委員会① ・いじめ防止サポート会議	
9	・運動会の団活動を通した集団づくり ・いじめ防止サポート会議 ・悩み調査、教育相談（全員面接）③	・運動会
10	・学習発表会の係活動を通した集団づくり ・生徒会によるいじめ防止標語 ・いじめ防止サポート会議 ・とやまゲンキッズ作戦②	・合唱コンクール
11	・「いじめ防止月間」 ・悩み調査、教育相談（全員面接）④ ・「いじめ早期発見のための家庭用アンケート②」の実施 ・いじめ防止サポート会議 ・Q-U ・人権週間	・学校祭
12	・生徒会によるいじめ防止週間（集会や校内放送による啓発） ・保護者会におけるネットトラブル防止啓発活動 ・いじめ防止サポート会議	・入学説明会 ・保護者会
1	・いじめ防止サポート会議	
2	・悩み調査、教育相談（全員面談）⑤ ・「いじめ早期発見のための家庭用アンケート③」の実施 ・いじめ防止対策委員会② ・いじめ防止サポート会議	
3	・いじめについての校内研修 ・いじめ防止サポート会議	・小中連絡会
通年	・生徒会によるいじめ防止活動（挨拶運動） ・心を耕す掲示物の掲示 ・「特別の教科 道徳」の時間の充実 ・生徒支援会議	・学校だより発行（毎月） ・生徒指導だより発行